

留学支援金申請に係る家計基準確認資料の提出について

(1) 家計基準

生計維持者全員の収入・所得金額の合計が世帯の所得金額が次の金額である派遣学生は留学準備金の支援対象です。

①給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が300 万円以下
②給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

- ※ 1 上記の家計基準を満たすことを証明できる派遣学生に留学準備金を支給します。
- ※ 2 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金は含みません。
- ※ 3 養育費は収入に含みません。

(2) 提出書類（写し可）

生計維持者とは、原則として父母双方（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）となります。ただし、大学院生については、独立生計である場合は、下記の表「Ⅴその他（独立生計等）」を確認してください。

Ⅰ 父母ともにいる場合		生計維持者	提出書類
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母(2名) ※専業主婦（主夫）、 無職無収入の場合でも 生計維持者となります。	・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任		
Ⅱ 父母が離婚調停中		生計維持者	提出書類
1	父母が離婚調停中	父母(2名) ※離婚調停中でも原則 父母となります。	・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、学生への支援が一切ない）	生活を支援する父又は母（1 名）	・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：裁判所による係属証明書、弁護士による報告書等）
Ⅲ 父母が離婚		生計維持者	提出書類
1	父母は離婚しており、再婚していない	原則父母(2名) ※別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母(1名)を生計維持者とすることができます。	・父の収入・所得を証明する書類 ・母の収入・所得を証明する書類 ※1名を生計維持者とする場合は、離婚した「事実関係を証明する書類」（例：戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本）

2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手(2名) ※再婚には事実婚も含みます。	・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・継父又は継母の収入・所得を証明する書類
Ⅳ 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者	提出書類
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）	・父、母又は親族（1名）の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：戸籍謄本又は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記載された住民票（マイナンバーのないもの）等）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。	
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）又は生死不明（行方不明）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母(1名) ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まれません。	・父又は母の収入・所得を証明する書類 ・事実関係を証明する書類（例：主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」等）
Ⅴ その他（独立生計等）		生計維持者	提出書類
1	大学院生（未婚で、独立生計である）	学生本人（1名）	・学生本人の収入・所得を証明する書類（ただし、合計所得金額が48万円以下の場合、生活費の管理に使用している預貯金通帳の「口座名義人」と「直近3か月分記帳部分」の写しの提出が必要となります。） ・学生本人の住民票（世帯（婚姻）状況が記載され、マイナンバーのないもの） ・別途追加様式があるため、留学準備金申請希望者は、早めに国際教育課に申し出ること。
2	学生が結婚している ※3、4の場合を除く	学生と配偶者（2名）	・学生本人の収入を証明する書類 ・配偶者の収入・所得を証明する書類
3	学生が結婚しており、自身の配偶者を扶養している	学生本人（1名）	・学生本人の収入を証明する書類（配偶者控除欄のわかるもの）

4	学生が結婚しており、配偶者に扶養されている	配偶者（1名）	・ 配偶者の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄のわかるもの）
5	家庭内暴力（DV等）により父母と別居している	主に支援をしている親族（1名）又は学生本人 ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。	・ 親族（1名）又は学生本人の収入・所得を証明する書類 ・ 事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）
6	社会的養護を必要とし、満18歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	学生本人（1名）	・ 学生本人の収入を証明する書類 ・ 事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）

(3) 収入・所得を証明する書類

原則、2025年度所得証明書で、(1)家計基準を満たしていることを確認します。

所得を証明する書類

市区町村役場発行の 所得・課税（非課税）証明書（写し可） **【必須】**

※市区町村によって名称が異なります。

※市区町村の所得証明書発行スケジュールの都合上、申請時点で2025年度所得を証明する書類が入手できない場合は、2024年度の所得を証明する書類を提出すること。ただし、最新版の2025年度所得証明書を以って留学準備金支給の最終決定とするため、最新版の取得が可能になり次第、速やかに国際教育課に提出すること。

※「**合計所得金額**（無収入の場合、0円と記載のあるもの）」が記載された証明書に限ります。

確認事項		
2025年1月1日時点の居住地が、国内居住である	給与所得者のみの場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「給与収入額」欄の合計が300万円以下であること
	給与以外の所得を含む場合	生計維持者全員分の「所得・課税（非課税）証明書」の「合計所得金額」欄の合計が200万円以下であること
	生活保護を受けている場合	生活保護決定（変更）通知書等のコピー
2025年1月1日時点の居住地が、海外居住である	海外勤務の場合	（和訳された）生計維持者全員分の「2024年1～12月までの12か月分の収入証明書類（源泉徴収票や給与明細等の写し）より確認してください。（12か月分を準備できない場合は2024年10月から12月分の3か月分が必要です。4倍した金額を収入とみなします。）

		※日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。円換算時に使用した外国為替レートについても、記録を残してください。
	無収入の場合	(和訳された) 自治体等 (第三者) から無収入であることを証明する書類